

平成16年度

P R T R届出外排出量の  
推計方法等の概要

平成18年2月

経済産業省製造産業局化学物質管理課  
環境省環境保健部環境安全課

# 目 次

| I. 推計方法の基本的考え方   | 頁        |
|--|----------|
| 1. 法令の規定   | ・・・ 1    |
| 2. 基本的な考え方   | ・・・ 1    |
| 3. これまでの取組   | ・・・ 4    |
| 4. 各事項の算出方法の概略   | ・・・ 4    |
| (1)対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量                              |          |
| (2)対象業種を営まない事業者からの排出量（非対象業種からの排出量）                     |          |
| (3)家庭からの排出量  |          |
| (4)移動体からの排出量   |          |
| (5)その他   |          |
| 5. 推計方法の見直し等について                                       | ・・・ 16   |
| 参考1. 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量                            | ・・・ 1-1  |
| 参考2. 農薬に係る排出量  | ・・・ 2-1  |
| 参考3. 殺虫剤に係る排出量（家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤）         | ・・・ 3-1  |
| 参考4. 接着剤に係る排出量   | ・・・ 4-1  |
| 参考5. 塗料に係る排出量  | ・・・ 5-1  |
| 参考6. 漁網防汚剤に係る排出量                                       | ・・・ 6-1  |
| 参考7. 医薬品に係る排出量（エチレンオキシド、ホルムアルデヒド）                      | ・・・ 7-1  |
| 参考8. 洗浄剤・化粧品等に係る排出量（界面活性剤、中和剤等）                        | ・・・ 8-1  |
| 参考9. 防虫剤・消臭剤に係る排出量                                     | ・・・ 9-1  |
| 参考10. 汎用エンジンに係る排出量                                     | ・・・ 10-1 |
| 参考11. たばこの煙に係る排出量                                      | ・・・ 11-1 |
| 参考12. 自動車に係る排出量（ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器） | ・・・ 12-1 |
| 参考13. 二輪車に係る排出量（ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス）           | ・・・ 13-1 |
| 参考14. 特殊自動車に係る排出量（建設機械、農業機械、産業機械）                      | ・・・ 14-1 |
| 参考15. 船舶に係る排出量（貨物船・旅客船等、漁船、                            |          |

|                                  |     |      |
|----------------------------------|-----|------|
| プレジャーボート)                        | ・・・ | 15-1 |
| 参考16. 鉄道車両に係る排出量 (エンジン、ブレーキ等の摩耗) | ・・・ | 16-1 |
| 参考17. 航空機に係る排出量 (エンジン、補助動力装置)    | ・・・ | 17-1 |
| 参考18. 水道に係る排出量                   | ・・・ | 18-1 |
| 参考19. オゾン層破壊物質の排出量               | ・・・ | 19-1 |
| 参考20. ダイオキシン類の排出量                | ・・・ | 20-1 |
| 参考21. 製品の使用に伴う低含有率物質の排出量         | ・・・ | 21-1 |

| Ⅱ. 推計結果 (省令に基づく集計表以外の集計表)            |     | <u>頁</u> |
|--------------------------------------|-----|----------|
| 1. ○推計対象とした排出源と対象化学物質                | ・・・ | 1        |
| ○推計対象としなかった排出源                       | ・・・ | 6        |
| 2. 届出外の事業者等からの排出源別・対象化学物質別届出外排出量推計結果 |     |          |
| ○ 総括表(0) (参考1～21)                    | ・・・ | 7        |

## I . 推計方法の基本的考え方

## Ⅱ. 推 計 結 果

(省令に基づく集計表以外の集計表)